## 盛岡地方振興局長告示第81号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 6 月 20 日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

介護保険事	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
業所番号	変更前	変更後	争未例》例任地	及
0370100448	社団法人岩手県看護協会指	社団法人岩手県看護協会指	盛岡市緑が丘二丁目7番3号	平成20年4月1日
	定居宅介護支援事業所	定居宅介護支援事業所盛岡		